

# 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市福祉部障がい福祉課が所管する那覇市精神障がい者地域生活支援センターについては、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和7年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

## 1 施設の概要

- (1) 名 称：那覇市精神障がい者地域生活支援センター
- (2) 所 在 地：那覇市長田1丁目24番27号 第2長田メディカルビル
- (3) 設置目的：精神に障がいのある方々が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとするため、生活面での支援及び日常生活に関する相談、助言等を行う。

## 2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称：特定非営利活動法人あごらぴあ
- (2) 代 表 者：代表理事 嘉手苅 教吉
- (3) 所 在 地：沖縄県那覇市松川445番地の2

## 3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

## 4 選定の経緯

- (1) 公募
  - ア 募集期間 令和7年7月9日(水)～9月16日(火)
  - イ 応募団体数 1団体
- (2) 選定方法
  - ア 選定委員会
    - a 選定機関の名称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理予定候補者審査部会
    - b 選定委員会の委員
      - 委員長 富樫 八郎（沖縄大学 客員教授）
      - 委 員 高嶺 豊（那覇市身体障害者福祉協会 会長）
      - 委 員 田中 寛（沖縄県手をつなぐ育成会 理事長）
      - 委 員 盛根 秀子（介護と福祉の調査機関おきなわ 副理事長）
      - 委 員 石川 和徳（沖縄県社会福祉士会 会長）
      - 委 員 佐久川 伊弘（那覇市協働によるまちづくり協議会 副会長）
      - 委 員 増山 幸司（沖縄県精神保健福祉社会連合会 事務局長）

※高嶺豊委員及び増山委員は選定委員会欠席（委員7人中、5人出席）

イ 選定委員会日時 令和7年10月7日（火）15時00分から16時30分まで

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定評価採点表

項目	審査の視点
<b>1 団体の運営状況等 (12.5点)</b>	
(1) 団体の理念・基本方針	団体の理念や基本方針がセンターの設置目的と合致しているか。
(2) 精神保健福祉活動の実績	センターの運営に活かせる実績をもっているか。
(3) 経営状況	団体の経営基盤は安定しているか。
<b>2 事業実施方針 (5点)</b>	
(1) 指定期間中の事業展開方針	センターが地域で果たす役割を明確にイメージできており、機能についても検討がされているか。 市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。また、実現性が担保されているか。
<b>3 具体的事業内容 (52.5点)</b>	
(1) 相談支援について	福祉サービス利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等について、具体的な取組みが提案されているか。
(2) 相談支援体制等に関すること	地域包括支援センターや地域の相談支援事業所との連携、那覇市障がい者自立支援協議会の運営等について、基幹相談支援センター等機能強化事業実施事業者と連携しどのように取組むか具体的な提案がされているか。
(3) 日中活動について	当事者の日中活動（センター内の活動）について具体的な提案が示されているか。
(4) 地域交流について	地域における交流の機会の提供について、具体的で継続性のある内容となっているか。
(5) 地域住民ボランティアの育成	地域住民ボランティアの育成と地域住民がボランティアとして参画できるようなボランティア受け入れ体制について、具体的な計画が示されているか。
(6) 普及啓発活動の実施	精神障がい者への理解を広く地域へ深めるための具体的な提案が示されているか。潜在的な利用者に対し、アピールする計画と

	なっているか。
(7) 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の方法について、具体的な提案となっているか。
<b>4 施設の管理運営 (20 点)</b>	
(1) 組織体制、人員配置、職員育成等	適正な人員、事業実施にあたり有用と認められる資格及び経験を満たす職員が配置され、常に円滑な業務を実施できる体制が示されているか。 職員の資質向上のための研修が計画されているか。 職員育成に対する姿勢が積極的であるか。
(2) 施設の維持管理及び利用者の安全管理	施設の機能を維持するための清掃、設備点検保守などの適正で、効果的、効率的な十分な計画が示されているか。 事故防止に向けての取組みは適切か。 事故発生時や災害等の緊急時における利用者の安全確保、連絡体制などの確かな対応ができる対策がとられているか。
(3) 個人情報保護・情報公開への取組み	個人情報の保護、保管方法について整備されているか。 職員の守秘義務に対する意識向上を図るなどの体制が十分にとられているか。 団体の情報開示等、透明性のある体制となっているか。
(4) 苦情解決・利用者ニーズの把握、平等性の確保	利用者の要望や苦情を聴取する取組みが計画されており、迅速に対応できる体制が整備されているか。 利用者が要望や苦情を述べやすい環境を整備しているか。 センターの役割を踏まえ、利用者の平等な利用が確保されているか。
<b>5 収支計画及び指定管理料 (10 点)</b>	
(1) 収支計画の適正性	経費の根拠が明確かつ妥当であるか。 提案の内容に無理がないか。
(2) 指定管理料の提案額	予算見積額は適切か。
合計	100 点

#### 才 選定結果

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションに対して行った審査の結果、合否の判定基準以上（審査委員が満点とした場合の総評価点の6割以上）を獲得した特定非営利活動法人あごらぴあが、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理予定候補者にふさわしい候補者であることを全会一致で確認し、次のとおり決定しました。

団 体 名	平均点（出席委員5名）
特定非営利活動法人あごらぴあ	66.9点

#### カ 選定理由

特定非営利活動法人あごらぴあは、審査委員の選定評価採点表において基準点（60点）を上回る得点を得て、当該施設を管理運営する能力があると判断され、指定管理予定候補者として選定することについて承認を得ました。

上記の結果を受け、非営利活動法人あごらぴあを指定管理予定候補者として選定しました。